

かながわ次世代エネルギーシステム普及推進協議会における水素・燃料電池自動車（FCV）部会及び電気自動車（EV）部会の設置及び運営に関する要綱

（設置目的）

第1条 この要綱は、次世代自動車（燃料電池自動車（FCV）及び電気自動車（EV））の普及等を目的として設置する「かながわ次世代エネルギーシステム普及推進協議会（以下「協議会」という。）」のもとに設置する、水素・燃料電池自動車（FCV）部会及び電気自動車（EV）部会の協議事項、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

（協議事項）

第2条 水素・燃料電池自動車（FCV）部会は次に掲げる事項について協議する。

- (1) 燃料電池自動車（FCV）の普及推進方策の検討
- (2) 燃料電池自動車（FCV）の普及啓発
- (3) 水素・燃料電池の普及拡大に関する事項
- (4) その他水素・燃料電池自動車（FCV）の普及推進に必要な事項

2 電気自動車（EV）部会は次に掲げる事項について協議する。

- (1) 電気自動車（EV）の普及推進方策の検討
- (2) 電気自動車（EV）の普及啓発
- (3) 蓄電池の普及拡大に関する事項
- (4) その他電気自動車（EV）の普及推進に必要な事項

（組織）

第3条 両部会は、別表に掲げる部会員で構成する。

（座長）

第4条 両部会に部会長を置く。

2 部会長は、神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室脱炭素ライフスタイル担当課長を持って充てる。

（会議）

第5条 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集する。

2 部会において、必要があると認めたときには、その会議に部会員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（会議の公開）

第6条 部会の会議は公開とする。

2 傍聴に係る手続等の必要な事項は「かながわ次世代エネルギーシステム普及推進協議会傍聴要領」に準ずる。

3 会議の議事録は、すみやかに公開する。

4 議事録に会員名を記載する場合は、全会員の了解を得る。

（事務局）

第7条 部会の事務局は、神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室が担う。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が各部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月20日から施行する。

別表

区分	会員	FCV 部会	EV 部会	備考
自動車 メーカー	いすゞ自動車株式会社	○	○	
	スズキ株式会社	○	○	
	株式会社SUBARU	○		
	トヨタ自動車株式会社	○	○	
	日産自動車株式会社	○	○	
	本田技研工業株式会社	○	○	
	マツダ株式会社	○	○	
	三菱自動車工業株式会社		○	
	三菱ふそうトラック・バス株式会社	○	○	
電池メーカー	エリーパワー株式会社		○	
	株式会社AES C ジャパン		○	
	フォーアールエナジー株式会社		○	
水素・電気 供給事業者	岩谷産業株式会社	○		
	ENEOS株式会社	○		
	コスモ石油株式会社	○		
	株式会社JERA			発電
	大陽日酸株式会社	○		
	東京ガス株式会社	○		
	東京電力パワーグリッド株式会社		○	
	日本エア・リキード合同会社	○		
水素関連 事業者	株式会社鈴木商館	○		
	株式会社タツノ	○	○	
	千代田化工建設株式会社	○		
	東芝エネルギーシステムズ株式会社	○		
	トキコシステムソリューションズ株式会社	○	○	
	那須電機鉄工株式会社	○		
	日本製鋼所 M&E 株式会社	○		
	三菱化工機株式会社	○		
学識経験者	内田 裕久 (東海大学 特別栄誉教授/国際水素エネルギー協会 フェロ ー・副会長)	○		
	原田 亮 (東海大学工学部特定研究員(兼任)総合科学技術研究所研究 員/(国研)産業技術総合研究所招聘研究員/水素エネルギー 協会名誉会員)	○		
行政	経済産業省関東経済産業局	○	○	
	横浜市	○	○	
	川崎市	○	○	
	相模原市	○	○	
	神奈川県	○	○	部会長

(区分毎に五十音順)